

賃貸人 御中

新日本信用保証株式会社 御中

保証の範囲及び保証委託料に関する特約

第1条 (保証の範囲)

新日本信用保証株式会社は、保証委託契約約款第3条第1項(保証契約においては、保証契約約款第4条第1項)に規定されている原状回復費用については、賃料等の2ヶ月分に相当する金額を限度額として賃借人と連帯して保証する。

第2条 (保証委託料)

新日本信用保証株式会社は、保証委託契約約款第4条第1項及び第2項の規定にかかわらず以下の通りとする。

『事務所・店舗』 初回保証委託料 賃料等合計額の100%  
(最低初回保証委託料 50,000円)  
年間保証委託料 1年経過後より1年毎10,000円

本日、私(当社)は、本特約を承認の上、新日本信用保証株式会社と保証委託契約を締結します。

平成 年 月 日

賃借人(氏名)

印

(住所)

※管理会社様へ

本書面コピーを必ず保証委託契約書(賃借人控え)に糊付け等の上、賃借人様にお渡しく下さい。